

- 収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。
- ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

高齢の方に 肺炎球菌ワクチン予防接種

対象 接種日現在、市に住民登録があり次のいずれかに該当する方
 ▷65歳以上(来年3月31日までに65歳になる方も含む)
 ▷60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に身体障害者手帳1級程度の障害がある
 ※過去に接種した方は対象外
場所 市の実施医療機関
費用 4,000円(1人1回限り)
要申込 直接接種する実施医療機関へ

自己負担金を免除

対象者のうち、次の方は自己負担金が免除されます。
 ▷令和4年度市・府民税非課税世帯
 ▷生活保護世帯
 ▷中国残留邦人等支援給付世帯
要申込 証明できるものを持って実施医療機関へ
 証明できるものを持っていない方は事前に**問**へ。
 本人確認ができるものを持って申請すれば、無料受診券を発行します。実施医療機関など、詳しくは**問**へ

問 保健センター
 (☎FAX区版1ページ)か
 感染症対策課
 (☎222-9933 FAX222-9876)

HIV即日検査

日時 4月20日(木)10～11時
場所 堺市保健医療センター(堺区甲斐町東3丁2-6) 直接会場へ
結果 同日13時15分から
 保健センターでは毎月、無料でHIV検査をしています。同時に梅毒・クラミジア検査も受けられます。

問 保健センター
 (☎FAX区版1ページ)か
 感染症対策課
 (☎222-9933 FAX222-9876)

福祉

聴覚障害のある方をサポート 要約筆記者養成講座 受講生募集

聴覚障害のある方に、文字で情報のサポートをします。
日時 6月10日～来年1月20日の土曜日13～17時
 6月3日のガイダンスに参加が必要
場所 健康福祉プラザ(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)
対象 要約筆記者として市で活動する意思のある方
有料 テキスト代
要申込 **問**か**HP**(QRコード)にある申込書を5月20日までに**問**へ

問 同プラザ
 視覚・聴覚障害者センター
 (☎275-5024 FAX243-2222)

障害のある方が気軽に参加できます 障害者文化芸術講座

講座
 ▷手芸 ▷フラワーアレンジメント
日時 5月～来年3月の水曜日(全16回)13時30分～15時30分
場所 堺老人福祉センター(堺区協和町3丁128-4)
対象 市内在住で障害のある方
有料 材料費
要申込 4月3～25日に堺中央共生会へ
問 堺中央共生会
 (☎245-3711 FAX245-3322)か
 障害支援課
 (☎228-7411 FAX228-8918)

市民向け手話講座

場所
 堺市総合福祉会館(堺区南瓦町2-1)など各区で実施

 ～ありがとう～

対象 市内在住・在勤・在学で初めて手話を学ぶ方
日程 6月2日～9月20日
要申込 **問**か**HP**(QRコード)にある申込書を4月28日までに**問**へ

問 健康福祉プラザ
 視覚・聴覚障害者センター
 (☎275-5024 FAX243-2222)

地域福祉活動を支援しませんか 社協賛助会員を募集

会費
 ▷住民賛助会員=1口年額500円
 ▷特別賛助会員=1口年額3,000円(個人)、1万円(団体)
問 堺市社会福祉協議会
 (☎232-5420 FAX221-7409)か
 同協議会区事務所
 (☎FAX区版1ページ)

重度障害のある方の タクシー利用料金の助成を見直し

重度障害者(児)の社会参加の促進のため、タクシー利用料金の助成を見直し、福祉タクシー利用者への助成を拡充します。
助成額
 ▷普通のタクシー
 初乗り運賃の9割から定額500円(利用券1枚)に変更
 ▷福祉タクシー
 定額1,000円(利用券1枚)に拡充
枚数
 利用券は年間最大24枚から26枚に拡充
要申請
 令和6年度分の利用券の交付を希望される場合は、申請が必要
 これまでは申請しなくても更新していましたが、継続希望の方は**問**へ申請してください。

問 障害支援課
 (☎228-7411 FAX228-8918)

保険・年金

福祉医療費を助成

いずれも
対象 市に住民登録があり、健康保険に加入していて、次の要件に該当する方
 ※生活保護が停止されている方は、4月から福祉医療費助成制度の対象になります。
要申請 次の要件に該当し、医療証の交付を受けていない方は**問**へ

重度障害者医療 ※所得制限あり
 次のいずれかに該当する方
 ▷身体障害者手帳1・2級
 ▷療育手帳A
 ▷療育手帳B1と身体障害者手帳
 ▷精神障害者保健福祉手帳1級
 ▷特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給者証と障害年金1級第9号か特別児童扶養手当1級第9号に該当

ひとり親家庭医療 ※所得制限あり
 ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもと、その子どもを監護する父か母か養育者(里親を除く)

子ども医療
 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども
 ※進学で転出する子どもは、保護者の住民登録が市にあるなどの条件を満たす場合、助成対象となります。

問 区役所保険年金課
 (☎FAX区版1ページ)

国民健康保険 届け出は14日以内に

住所を変更したときや、勤務先の健康保険に加入・脱退した(被扶養者を含む)ときなどは、必ず14日以内に国民健康保険の届け出をしてください。加入の届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納める必要があります。また、脱退の届け出をしないまま国民健康保険を使った場合、医療費を返還する必要があります。
 詳しくは市**HP**(QRコード)参照

問 区役所保険年金課
 (☎FAX区版1ページ)

介護保険料(暫定分) 納入通知書を廃止

65歳以上の特別徴収(年金払い)が継続となる方で、4・6・8月に仮徴収する保険料額が前年度の2月の特別徴収の額と同額の方には納入通知書を送付していません。
 上記以外の方は4月中旬、納入通知書を送付します。

問 区役所地域福祉課
 (☎FAX区版1ページ)

介護保険料の減免は 申請が必要です

次のような場合、介護保険料が減免される場合があります。
 原則、申請した月からの減免となるため、早めに**問**へご相談ください。
 ▷災害により住宅などに著しい損害を受けた
 ▷生計中心者の所得が前年の2分の1以下で市民税非課税と見込まれる
 ▷市民税非課税世帯で、世帯の年間収入(医療費などを控除した額)が1人世帯150万円(世帯人員が1人増すごとに48万円を加算した額)以下で、預貯金や土地・家屋の資産が一定の要件を満たす場合(7月中旬に通知する保険料の段階が第1段階の方を除く)
 ▷刑務所などに拘禁された

問 区役所地域福祉課
 (☎FAX区版1ページ)

国民年金保険料が 改定されます

保険料 令和5年度 月額1万6,520円
納付書 日本年金機構から送付
 保険料をまとめて前払いすると、割引が適用されます。
 保険料の納付が経済的に難しい場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますのでご相談ください。

問 堺東年金事務所
 (☎238-5101)か
 区役所保険年金課
 (☎FAX区版1ページ)

税金

固定資産の評価額を 確認できます

固定資産の縦覧
対象 市内の土地、家屋の固定資産税の納税者の方
 所有する資産と同一区内の他の土地、家屋について縦覧できます。
期間 4月3日～5月31日(土・日曜日、祝日を除く)
場所 **問**か税務サービス課(堺区市税の窓口)
 評価額に不服があるときは、固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができる場合があります。
 詳しくは市**HP**(QRコード)参照

借地人・借家人の固定資産課税台帳の閲覧や証明書の請求
 詳しくは市**HP**(QRコード)参照

問 固定資産税課
 (☎FAX区版1ページ)

